

令和7年度(2025年度)第1回熊本県行政文書等管理委員会議事録

1 日 時 令和7年6月25日(水)10時～10時45分

2 会 場 県庁本館5階 審議会室

3 出席者 委員5名(澤田委員、田口委員、福嶋委員、森委員、吉見委員)
事務局6名
(総務私学局 工藤局長、県政情報文書課 大石課長、福田審議員、
堀課長補佐、右今主任主事、田中参事)
県警本部4名
(広報県民課 前川室長、横野補佐、文書管理係長以下2名)

4 議 事 以下のとおり

発言者	内 容
事務局	開会宣言 工藤局長挨拶 定足数確認 タブレット操作説明
議題(1) 熊本県行政文書管理規程の一部改正について(報告)	
澤田会長	議事に従い、まず、議題(1)について事務局から報告をお願いします。
事務局	<u>資料1</u> により説明
澤田会長	ありがとうございます。 ただ今の報告について、何か御質問等ございますでしょうか。
一同	(質問意見等無し)
議題(2) 熊本県警察本部長が保有する行政文書の管理に関する規程等の一部改正について(報告)	
澤田会長	ありがとうございます。 それでは、議題(2)について、報告をお願いします。

県警本部	資料2-1、2-2により説明
澤田会長	ありがとうございます。 ただ今の報告について、何か御質問等ございますでしょうか。
澤田会長	備品と消耗品というのはどう違うのですか。
県警本部	主に金額で線引きされています。 今まで3万円以上が備品という扱いだったところ、今回、10万円に引き上がり、10万円以上のものが備品、10万円未満のものが消耗品という扱いになりました。
澤田会長	分かりました。ありがとうございます。 他、よろしいですか。
一同	(質問意見等無し)
議題(3) 知事部局・各種委員会等における行政文書の廃棄について (意見聴取)	
澤田会長	それでは、議題(2)について、以上とさせていただきます。 続きまして、議題(3)について、事務局から説明をお願いします。
事務局	資料3-1、3-2により説明
澤田会長	ありがとうございます。 議題(3)が本日の本題でございますけれどもこれについて意見を伺いたと思います。 事前に配布させていただいた資料のとおりでございますけれども、今回はステップ3ということで、最後の仕分けということになります。 今までステップ1でまずはタイトルだけを見て、廃棄と保留に振り分ける。続いてそこで委員会に一度かかりまして、続いてステップ2で現物を確認した上で廃棄保留に振り分ける。そこでさらに委員会の意見を聞きまして、そこで保留ということになったものを三輪先生に見ていただいたその最終段階ということになります。 今回はステップ1とステップ2をくぐり抜けて残ってきた最後のものがございます、委員会の方で現物確認をしてくださいますと。いったものを、三輪先生に見ていただいて、そして最終的にこのステップ

	3のですね、意見分類というところに、三輪先生が現物を見られて、「これは移管相当です」「これは廃棄相当です」という、最終的な御意見をいただいたところでございます。 今回は最後ということになりますので、この三輪先生の御意見のとおりでいいか、それともこれは移管相当であるか、これを最終確認していただければと思います。 それでは皆様、どこからでも結構ですので、御意見ございましたらお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。
吉見委員	はい。委員の吉見でございます。三輪先生の最終的な御判断に私は異議は特にございませんけれども、ちょっと質問がございまして。 一覧表の中にいろいろ項目が、上の方に書いてありまして、原課意見の廃棄相当とする理由というのが右から4番目ぐらいにあります。こここのところにですね、文書ごとに書いてある内容は違うと思うんですけれども、よく見かけるのが、「データとして保存していて、今後、削除する予定はない。だから廃棄していいんだ」みたいなことが書いてあります。 そこでちょっと気になりましたのは、今のところは保存する予定なんですけれども、仮に、これを廃棄処分する時は、この行政文書等管理委員会に諮問してから、削除するのでしょうか。それとも、各課の判断で削除するのでしょうか。その点について教えていただければと思います。
澤田会長	はい。事務局からお願いします。
事務局	はい。堀です。 委員会にまた改めて御意見をお伺いするという仕組みにはなっておりません。
吉見委員	御回答ありがとうございます。 そうでしたら、今のところデータとして保存していて、今後削除する予定が今のところないから、削除していいんだ、というのはちょっと危険な考えかなというふうに思いました。 今は残っているけれども、残る保証がないということなので、なかなか、データとして残っているから、じゃあ廃棄していいよっていうふうに安易に考えてはいけないのかなというのが私の個人的な見解でございます。 今回の結論に影響はありませんけれども、一応その点は、それなりに慎重に今後判断していかないといけないのかなと思いました。
澤田会長	はい。ありがとうございます。 ただ今の吉見先生の御意見は、県の各課の考え方の問題として、これは保留じゃないですかと言われた時に、いやこれは廃棄していいですよという、その理由を述べるに当たって、ちゃんとデータが取ってあるからいいですよという話。そのデータが残る保証

	がないということですよね。 確かにおっしゃるとおり、これは三輪先生に見ていただいた結果云々ではなくて、県側のスタンスとして、これはもう取ってあるし、廃棄の予定もないから別に捨ててもいいですよという、その先の部分ですよね。その先をどうするか、その辺りはちょっと確かに要検討のような気がします。
事務局	今いただきました御意見は、貴重な御意見としまして、今後どうしていくかということを整理して参りたいと思います。 原課の意見で、別途データを保存しているためという表現が、この資料の中にちらほら記載がありますが、私も、このデータの保管方法が、各課がどういう方式でデータを保管しているかということまで、現状まだ確認の方をしていないところでございました。 各所属においては、専用のシステム、例えば財務会計システムですとか、ホームページシステムとか、そういった専用のシステムでしっかりと残すような、システムでデータを保存するというようにされているところもあると考えられますし、一方でそういう専用のシステムではなく、例えば、ハードディスク、NAS、各課全体で使う共有のハードディスク、そこで残していくということで、こういった表現で回答している所属もある可能性があります。 これについて、どういう区分けなのかを今まで、私どもの方で確認しておりませんでしたので、次回から、照会する際は、そのところをしっかりと教えていただいて、そしてまた、このデータ保存を当面残しておくと言われた時、それに対してどう対応するのかということとは整理して参りたいと考えております。
澤田会長	はい。ありがとうございます。 確かにおっしゃるとおりですね。単に外付けハードディスクが1個ポンとあって、そこに保存しているというのと、しっかりとクラウドサーバーか何かに保存してバックアップ体制もばっちりという運営をするような気がします。その保存してあるというのが、今後多分そのデータで保存というものがどんどん増えてくると思うんですよね。文書とかもですね。 こういった歴史的公文書についてもデータで保存するとかそういうことが増えてくると思いますので、しっかりとずっとデータとして永久保存されるような、そういう体制みたいなものを今後考えていく必要があるのかもしれないですね。 非常に重要な御発言だったなと、ありがとうございます。
福嶋委員	同じようなことでお願いします。 先日の熊本日日新聞で、熊本市のデータ保存が何か問題があったというふうに読めましてね。あーっと思いました。やはり、紙で残っているものは何とかなっているのかもしれませんが、やはりそういうふうにパソコンに入っているものは何か、結局見えなくなってしまうので、何かどうしても分からなくなってしまうと、いつの間にか消えてしまったということは結構あるみたいだなというのが、その新聞の記事を読んでつくづく思いました。とても大切なことなので、よろしく願いたいと思います。

事務局	ありがとうございます。 熊本日日新聞で報道があったこと、記事について御紹介いただきましたので、補足的に県の取扱いを御紹介させていただきます。 先般の熊本市役所さんの記事については、熊本市の文書管理に関するルールで、設定している保存期間が満了する前に、移管するのか保存するのか廃棄するのか、あらかじめ決めなさいよというルールを自ら設定されていたと。そのルールどおり実施していなかったのが、7割程度あったという事案でございました。 熊本県におきましては、文書管理システムというシステムで、いろいろな起案を作成しておりますが、文書管理システムの設計上、あらかじめ、文書を作る時点で、保存期間が満了した後、保存するのか廃棄する予定であるのかということを入力しないと、その次の作業に進めないような仕組みに設定しております。このため、新聞報道でありましたような同様の事例は、熊本県では発生していないというような状況でございます。
澤田会長	はい。ありがとうございます。 熊本市みたいなことが起こると大変でございますので、ぜひ熊本県の方では注意していただければと思います。 他、いかがでしょうか。
森委員	はい。森です。 吉見先生からの御意見で、ちょっと気付いたというか、単純な質問なのですが、他の課にデータとしてあるからここでは保存しないよというふうに決まったものについて、一旦ここで保留になって、あっちにあるからいいよ、となったじゃないですか。じゃあ、あっちにあるよっていうような、その所在を残しておくというような仕組みはあるのかなと思って。 やっぱり、一旦そっちにあるよでも、その所在をはっきりさせないと、せっかく残しておくべき、ここにデータがあるっていうような、その所在の有無すら分からなくなる、はっきり明確にならないのではないかなと思っての質問です。
澤田会長	はい。ありがとうございます。 そのあたりはいかがですかね。
事務局	質問内容の確認ですが、この資料の中に至るところに出てくる原課の記載としまして、「自分たちではなくて別の課が持っていてそこできちっと保存しているから大丈夫なんですよ。自分たちのところは廃棄してもいいんです」というような記載がある場合において、その別の課のところの廃棄あるいは保存については、どうなっているのかという御質問ですか。
森委員	いいえ。ここで一旦その廃棄するか保留するかということで、他が持っているからいいよと今なっているじゃないですか。とすると、

	ここで一旦、他が持っていますという記録は残るのかなど。だから他の所属では具体的にこのような形で保存(移管)することになっていきますという記載がこの資料にないと、その全体像として後からこう理解した時に、他が持っているよという、ここで記録として一覧化していくわけじゃないですか。そこで他の所属が持っているという記録をこの資料に記載した方が良いのではないかというシンプルな疑問です。 他が持っているというような、そのデータというか、所在確認の文言というのが残るのか残らないかということです。
澤田会長	今までも1次審査、2次審査の際も、他の所属が持っているからうちの分は廃棄していいですよというものはありましたけれども、この今回の最終回答として、他が持っているからうちは捨てていいというのがありますが、他が持っているというのは、どこが持っているのかというのをきちんと。 確かに今までも正直あまり明確にしていなかったような気はします。うちは主管課ではないからとか、どこそこが持っているからとか、そういった話はよく原課さんは主張されますが、それをどこが持っているのかというのは、本当は、例えば括弧書きで「主管課が持っているからOK」とか、例えば、こういった資料にでも書いてあった方が、本当は後から議事録を見返した時もしっかりと分かる。追跡もしやすいという話でそれは全くおっしゃるとおりだと思います。 今までも多分そうだと思いますので、他が持っているからということで、後から見返して、これ何で捨ててしまったのだろうという話は、他ってどこだっけ、みたいなですね。そういうのが、もしかしたらあるかもしれないですね。 その辺りは今後ちょっと回答作成の時、念頭に置くこととして他が持っているというのはどこなのかというのを、きちんと、原課がしっかりと認識をしておくように。 そこはぜひ事務局の方で念頭に置いていただきたいところであります。
事務局	御意見の趣旨は十分分かりました。 現状は、資料記載のとおり、どこにどのようにあるのかについては書いてない状況でございますので、次回以降のこの資料作りにおきまして他に具体的に何課が持っていて、そのファイルは何年保存なのか、あるいは移管なのか、廃棄相当なのか、そういった情報もこの資料の中に記載していくことができるかできないか、できる方向で考えて参りたいと思います。検討させてください。
吉見委員	はい。よろしいでしょうか。その点についてちょっと補足をさせていただきます。 今回いただいた資料3-2を見ていましたら、この中の133番のところを出していただけるとありがたいんですけども。 ここで原課意見が廃棄相当とする理由のところ、「農研センタ―主体の当該調査は、試験成績書に編集され同センターで保存されており、別途保管を不要」と書いてありまして、それに対して、三次有識者意見詳細のところには、「試験成績表に編集されてい

	なかったため残す」とあります。 これは要するに原課の方で、どこどこにあるっていうふうにきちんと書いてありますが、三輪先生の方で確認したら、実際はなかったということです。先ほどおっしゃったことと関連しますが、どこどこにある、別途保存しているという場合には、どこに保管しているのかということも重要ですけれども、本当に保管されているのかというのをやはり確認していただいた上で、書いていただいた方が、三輪先生の御負担も大分減っていくのかなというふうに思いました。 こういう例は少ないのかもしれませんが、やはり重要な文書を間違いなく残すという観点からは、やはり原課が検討する際にも、きちんと他の課に本当に残っているのかどうかとか、そういうところをきちんと確認していただいた上で御意見を述べていただいたほうがいいかなと思いました。
事務局	この件に関して私が確認作業を対応させていただきましたが、原課が言う試験成績書と三輪教授が考える試験成績書との間で認識の違いがあったというところもあったかと記憶しております。
澤田会長	なるほどですね。 どういうものがどういうものに当たるのかっていうのは、確かに専門それぞれによって考え方が違うかもしれませんが、その辺りも含めてしっかりと確認して説明ができるようにしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。
澤田会長	はい。ありがとうございます。 他いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。 私の方からよろしいですか。真ん中辺か後の方に、結構、振興局のいろいろな資料で出てきますが、これは地域振興局の職員の方にもぜひ念頭に置いていただきたいところがあって、振興局の場合、よく本庁が持っているからOKみたいなものが往々にしてありますけれども、個別の振興局では三輪先生の意見にもありますとおり、様々なその地域で起きたできごとについて、それは貴重な報告だから残すようにみたいな話もあります。単なる出先機関ではありませんので、その地域の重要な役割を担うということもございますので、振興局の方々にも、自分たちの地域の非常に重要な行政文書を持っているのだというそういう意識をぜひ持っていたいただければと思います。 今までもずっとそういう形でやってこられているとは思いますが、振興局の文書は結構ボリュームが大きいので、これまでの回答で、本庁が持っているからOKみたいなものが結構ございましたので、そこはぜひ、振興局も管内独自の情報を持っている、そういう意識を持っていたいただければと思います。 後半の方を見ながら感じたことでございますので、よろしくお願いいたします。 審議会の委員からこういう意見があったということでお伝えいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。 はい。その他何かございますか。

一同	(質問意見等無し)
澤田会長	はい。ありがとうございます。 それではですね、有識者の分類と意見のところに特に不整合がなかったということでお聞きしたところでございますけれども、その内容でこれを委員会の最終意見としてよろしいでしょうか。
一同	(質問意見等無し)
澤田会長	はい。ありがとうございます。 では、委員会の最終意見として、この3次選別の有識者分類の意見についてそれを認めると、そういう形で行かせていただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。 以上で、委員会意見の取りまとめについては終了とさせていただきます。 会議次第の3のその他ということで事務局の方からお願いいたします。
事務局	はい。 次回委員会を10月頃に予定しておりますので、よろしくお願いいたします。 次回の委員会の主な議題は、県警本部、公安委員会における行政文書の廃棄に関する意見聴取を予定しております。 以上です。
澤田会長	はい。ありがとうございます。 他に委員の皆様から何か御意見等ございますでしょうか。
一同	(質問意見等無し)
澤田会長	よろしいでしょうか。 では、本日の委員会の議題、議事については全て終了ということで、進行を事務局の方にお返しいたします。 どうも先生方ありがとうございました。
事務局	はい。 以上で本日予定しておりました議題は全て終了いたしましたけれども、ここで大石課長から一言御挨拶申し上げます。
大石課長	本日、お集まりいただきました、第7期の委員の皆様で開催するこの委員会というのは今回最後ということになります。 第7期の2年間、本日を含め計10回の会議を開催させていた

	いただきました。各回とも委員の皆様方それぞれに貴重な御意見を賜りましたことに改めて感謝申し上げます。 最後になりましたけれども、澤田会長には3期6年お務めいただきましたして任期満了ということになりましたけれども、会長として、円滑に会の方を運営していただきまして、誠にありがとうございました。 お世話になりました。
事務局	それでは最後、澤田会長から一言御挨拶、メッセージなどをいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。
澤田会長	はい。県の場合、委員の任期は原則3期、6年までとなっています。 私は3期目になりましたので、今回までということになりますが、各先生方には大変お世話になりました。どうもありがとうございました。 たくさんの資料を見ていただいて、私もだんだん目が悪くなってきた…。非常に大変ですね、資料を見ていただきましたけれども、そのおかげで、皆様からいろいろ意見をいただけて、それを生かして、県の文書管理というの、どんどん良くなっていると思います。 また、今後の話ですけれども、このシステムをやっぱりどんどん見直し、常にやり方の見直しとかブラッシュアップを行っていく、そういう必要もございます。 また、三輪先生にいつまでもお願いできるのかとも思います。三輪先生にはずっとやっていただきたいところですが、もちろんそうもいかないでしょうから、その後どうするのかとか、その辺りも含めて、今後の県の文書管理体制について、また来期以降、皆様方に考えていただきたいと思いますので、この点どうぞよろしくお願いいたします。 事務局におかれましては、県の文書管理の業務を引き続きよろしく実施するようお願いいたします。 3期6年間、皆さんお世話になりました。 どうもありがとうございました。
事務局	ありがとうございました。 それでは、これにて本日の会議を終了とさせていただきます。 どうもありがとうございました。